

障 発 1224 第 2 号  
令和 3 年 12 月 24 日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害  
の認定について」の一部改正について

特別児童扶養手当の障害程度の認定については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 3 における障害の認定について」（昭和 50 年 9 月 5 日児発第 576 号厚生省児童家庭局長通知。以下「本通知」という。）により実施されているところであるが、今般、眼の認定基準について近年の医学的知見等を踏まえ、別紙のとおり本通知の一部を改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしたので、通知する。

については、貴管内の市区町村（指定都市を除く。）及び関係機関に対して周知をお願いする。

なお、令和 4 年 4 月 1 日以降においては、本通知により改正された特別児童扶養手当認定診断書に基づき障害程度の認定を行う必要があるため、その取扱いに遺漏なきようお願いする。